

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により総社市税条例（平成 17 年総社市条例第 53 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 12 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正等により、総社市税条例について早急に改正を加える必要が生じたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 31 日に専決処分したものである。

総社市条例第 18 号

総社市税条例の一部を改正する条例

総社市税条例（平成 17 年総社市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（納税証明事項） 第 18 条の 3 地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第 19 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 40 条、第 46 条、第 46 条の 2 若しくは第 46 条の 5（第 53 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第 47 条の 4 第 1 項（第 47 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第 48	（納税証明事項） 第 18 条の 3 地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第 19 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 40 条、第 46 条、第 46 条の 2 若しくは第 46 条の 5（第 53 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第 47 条の 4 第 1 項（第 47 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第 48

改 正 後	改 正 前
条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) 略 (2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4)～(6) 略 （所得割の課税標準） 第33条 略 2 略 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（次項及び第34条の9において「特定配当等」という。）<u>（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）</u>に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4～6 略 （寄附金税額控除） 第34条の7 略	条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) 略 (2) <u>第81条の6第1項の申告書</u>、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (3) <u>第81条の6第1項の申告書</u>、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4)～(6) 略 （所得割の課税標準） 第33条 略 2 略 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>以下この項及び次項並びに第34条の9</u>において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4～6 略 （寄附金税額控除） 第34条の7 略

改 正 後	改 正 前
2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （市民税の申告） 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～9 略 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）	2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （市民税の申告） 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～9 略 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

改 正 後	改 正 前
第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。<u>次条第1項第2号において同じ。</u>）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名 (3)及び(4) 略 2～4 略 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。 6 略	第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、<u>合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。</u>）の氏名 (3)及び(4) 略 2～4 略 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。 6 略 <u>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</u> <u>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）</u>

改 正 後	改 正 前
	に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 当該公的年金等支払者の名称 (2) 特定配偶者の氏名 (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) その他施行規則で定める事項 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。 3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

改 正 後	改 正 前
(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) <u>第36条の3の3</u> 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u> (2) <u>法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)</u>又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者 (3) <u>法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。))の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。))であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)</u>若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者	<u>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</u>

改 正 後	改 正 前
2 <u>前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</u> (1) <u>公的年金等支払者の名称</u> (2) <u>公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u> (3) <u>特定配偶者の氏名</u> (4) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u> (5) <u>その他施行規則で定める事項</u> 3 <u>第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</u> 4 <u>第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</u> 5 <u>公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u> 6 <u>前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</u> (固定資産税の免税点) 第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつ	(固定資産税の免税点) 第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30

改正後	改正前
ては30万円、償却資産にあつては<u>180万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 (軽自動車税の納税義務者等) 第80条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、<u>その所有者</u>に課する。 <u>2</u> 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、<u>前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</u> (軽自動車税のみなす課税) 第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>買主</u>を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。 <u>2</u> 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。	万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては<u>150万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 (軽自動車税の納税義務者等) 第80条 軽自動車税は、<u>三輪以上の軽自動車</u>に対し、当該<u>三輪以上の軽自動車</u>の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、<u>当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u> <u>2</u> 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。 <u>3</u> 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、<u>第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u> (軽自動車税のみなす課税) 第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> <u>2</u> 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を<u>三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> <u>3</u> 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のため<u>その他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> <u>4</u> 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者と

改 正 後	改 正 前
	<u>みなして、環境性能割を課する。</u> <u>(環境性能割の課税標準)</u> <u>第 8 1 条の 3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 1 5 条の 1 0 に定めるところにより算定した金額とする。</u> <u>(環境性能割の税率)</u> <u>第 8 1 条の 4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u> <u>(1) 法第 4 5 1 条第 1 項 (同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の 1</u> <u>(2) 法第 4 5 1 条第 2 項 (同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の 2</u> <u>(3) 法第 4 5 1 条第 3 項の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の 3</u> <u>(環境性能割の徴収の方法)</u> <u>第 8 1 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u> <u>第 8 1 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 4 5 4 条第 1 項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 3 3 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u> <u>2 三輪以上の軽自動車の取得者 (環境性能割の納税義務者を除く。) は、法第 4 5 4 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 3 3 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u> <u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u> <u>第 8 1 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、1 0 万円以下の過料を科する。</u> <u>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u> <u>3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 1 0 日以内とする。</u>

改 正 後	改 正 前
(<u>軽自動車税</u>の課税免除) 第 8 1 条の 3 商品であって使用しない軽自動車等(原動機付自転車及び小型特殊自動車を除く。)に対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。 (<u>軽自動車税</u>の税率) 第 8 2 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 略 (<u>軽自動車税</u>の賦課期日及び納期) 第 8 3 条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4 月 1 日とする。 2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5 月 1 日から同月 3 1 日までとする。 (<u>軽自動車税</u>の徴収の方法) 第 8 5 条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 (<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告) 第 8 7 条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から 1 5 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第 3 3 号の 4 様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第 3 3 号の 5 様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から 1 5 日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第 3 3 号の 4 様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第 3 3 号の 5 様式</u>	(<u>環境性能割</u>の減免) 第 8 1 条の 8 市長は、<u>公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第 9 0 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)</u>のうち必要と認めるものに対しては、<u>環境性能割</u>を減免する。 2 前項の規定による<u>環境性能割</u>の減免を受けるための手続その他必要な事項については、<u>規則</u>で定める。 (<u>種別割</u>の課税免除) 第 8 1 条の 9 商品であって使用しない軽自動車等(原動機付自転車及び小型特殊自動車を除く。)に対しては、<u>種別割</u>を課さない。 (<u>種別割</u>の税率) 第 8 2 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 略 (<u>種別割</u>の賦課期日及び納期) 第 8 3 条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4 月 1 日とする。 2 <u>種別割</u>の納期は、5 月 1 日から同月 3 1 日までとする。 (<u>種別割</u>の徴収の方法) 第 8 5 条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 (<u>種別割</u>に関する申告又は報告) 第 8 7 条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から 1 5 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第 3 3 号の 4 の 2 様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第 3 3 号の 5 様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から 1 5 日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第 3 3 号の 4 の 2 様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第 3 3 号の 5</u>

改 正 後	改 正 前
による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。 4 略 (<u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料) 第88条 略 (<u>軽自動車税</u>の減免) 第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。 2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(8) 略 3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免) 第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。 (1)及び(2) 略 2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障	様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。 4 略 (<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料) 第88条 略 (<u>種別割</u>の減免) 第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。 2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(8) 略 3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免) 第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。 (1)及び(2) 略 2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障

改 正 後	改 正 前
害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９２条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 （１）～（６）略 ３ 略 ４ 第１項第２号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第２項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 ５ 前条第３項の規定は、第１項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。 （原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等） 第９１条 略 ２ 法第４４５条若しくは第８１条の２又は第８０条第<u>２項</u>ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から１５日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車法第４４５条若しくは第８１条の２又は第８０条第<u>２項</u>ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。	害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９２条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 （１）～（６）略 ３ 略 ４ 第１項第２号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第２項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 ５ 前条第３項の規定は、第１項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。 （原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等） 第９１条 略 ２ 法第４４５条若しくは第８１条の２又は第８０条第<u>３項</u>ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から１５日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第４４５条若しくは第８１条の２又は第８０条第<u>３項</u>ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

改 正 後	改 正 前
3～6 略 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。 8及び9 略 附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。	3～6 略 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。 8及び9 略 附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 <u>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</u> 第7条の3 <u>平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)</u>においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 <u>前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは、</u>

改 正 後	改 正 前
(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条	「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。 3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。 第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により

改 正 後	改 正 前
の6 <u>第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除) 第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3,第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項,附則第7条第1項,附則<u>第7条の3</u>第1項,前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 略 (令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除) 第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3,第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項,附則第7条第1項,附則<u>第7条の3</u>第1項,附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第8条 昭和57年度から<u>令和12年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得	読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除) 第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3,第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項,附則第7条第1項,附則<u>第7条の3</u>の2第1項,前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 略 (令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除) 第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3,第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項,附則第7条第1項,附則<u>第7条の3</u>の2第1項,附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第8条 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得

改 正 後	改 正 前
の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。	の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項</u>及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。
3 略	3 略
第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、<u>法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。	第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。
（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）	（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）
第10条の2 略	第10条の2 略
2 略	2 略
3 法附則第15条<u>第24項</u>第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。	3 法附則第15条<u>第25項</u>第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。
4 法附則第15条<u>第24項</u>第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。	4 法附則第15条<u>第25項</u>第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。
5 法附則第15条<u>第24項</u>第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。	5 法附則第15条<u>第25項</u>第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。
6 法附則第15条<u>第24項</u>第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。	6 法附則第15条<u>第25項</u>第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。
7 法附則第15条<u>第24項</u>第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>5分の3</u>とする。	7 法附則第15条<u>第25項</u>第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>7分の6</u>とする。
8 法附則第15条<u>第24項</u>第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。	8 法附則第15条<u>第25項</u>第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。
9 法附則第15条<u>第24項</u>第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。	9 法附則第15条<u>第25項</u>第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。
10 法附則第15条<u>第24項</u>第4号に規定する設備について同号に規定	10 法附則第15条<u>第25項</u>第3号ハに規定する設備について同号に規

改 正 後	改 正 前
する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 <u>1 1</u> 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 <u>1 2</u> 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 <u>1 3</u> 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 <u>1 4</u> 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 <u>1 5</u> 略 <u>1 6</u> 略 <u>1 7</u> 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2～6 略 7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以	定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 <u>1 1</u> 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 <u>1 2</u> 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 <u>1 3</u> 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 <u>1 4</u> 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 <u>1 5</u> 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 <u>1 6</u> 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 <u>1 7</u> 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 <u>1 8</u> 略 <u>1 9</u> 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2～6 略 7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以

改 正 後	改 正 前
内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 略 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 略 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等 (6) 略 10 略 11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等 (6) 略 12及び13 略 14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則	内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 略 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 略 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) 略 10 略 11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) 略 12及び13 略 14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則

改 正 後	改 正 前
附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略	附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 <u>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</u> <u>第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、岡山県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u> <u>2 岡山県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u> <u>3 岡山県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したることによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u>

改 正 後	改 正 前									
	<u>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u> <u>第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、岡山県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u> <u>第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「岡山県知事」とする。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u> <u>第15条の5 市は、岡山県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として岡山県に交付する。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u> <u>第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> <table><tr><td><u>第1号</u></td><td><u>100分の1</u></td><td><u>100分の0.5</u></td></tr><tr><td><u>第2号</u></td><td><u>100分の2</u></td><td><u>100分の1</u></td></tr><tr><td><u>第3号</u></td><td><u>100分の3</u></td><td><u>100分の2</u></td></tr></table> <u>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。</u> <u>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</u> 第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>法第44条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）</u>を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	<u>第1号</u>	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>	<u>第2号</u>	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>	<u>第3号</u>	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>
<u>第1号</u>	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>								
<u>第2号</u>	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>								
<u>第3号</u>	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>								
(軽自動車税の税率の特例) 第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）</u>を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。										

改 正 後	改 正 前
略 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> 略 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</u> （軽自動車税の賦課徴収の特例） 第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）	略 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> 略 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</u> 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</u> （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長され

改 正 後	改 正 前
後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第８７条及び第８８条の規定を除く。）を適用する。 ３ 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに１００分の３５の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第１６条の３ 略 ２ 略 ３ 第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （１）略 （２）第３４条の６から第３４条の８まで、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項の規定の適用については、第３４条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１６条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項前段、第３４条の８、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１６条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１６条の３第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 （３）～（５）略 （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例） 第１６条の４ 略 ２ 略 ３ 第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	た納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第８７条及び第８８条の規定を除く。）を適用する。 ３ 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに１００分の３５の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第１６条の３ 略 ２ 略 ３ 第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （１）略 （２）第３４条の６から第３４条の８まで、第３４条の９第１項、附則第７条第１項、<u>附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項</u>の規定の適用については、第３４条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１６条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項前段、第３４条の８、第３４条の９第１項、附則第７条第１項、<u>附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１６条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１６条の３第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 （３）～（５）略 （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例） 第１６条の４ 略 ２ 略 ３ 第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

改正後	改正前
(1) 略 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 4 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所	(1) 略 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 4 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得

改 正 後	改 正 前
得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)及び(2) 略 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 略 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、<u>租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u>	の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)及び(2) 略 2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 略

改正後	改正前
(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条 略 2～4 略 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第19条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)	(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条 略 2～4 略 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第19条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

改正後	改正前
第19条の2 略 <u>(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</u> 第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。 (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特	第19条の2 略

改正後	改正前
<u>定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第２０条 略 ２ 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (１) 略 (２) 第３４条の６から第３４条の８まで、第３４条の９第１項、附則第７条第１項<u>及び</u>附則第７条の３第１項の規定の適用については、第３４条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第２０条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項前段、第３４条の８、第３４条の９第１項、附則第７条第１項<u>及び</u>附則第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第２０条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第２０条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (３)～(５) 略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第２０条の２ 略 ２ 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (１) 略 (２) 第３４条の６から第３４条の８まで、第３４条の９第１項並びに附則第７条第１項<u>及び</u>第７条の３第１項の規定の適用については、第３４条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第２０条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項前段、第３４条の８、第３４条の９第１項並びに附則第７条第１項<u>及び</u>第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第２０条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第２０条の２第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (３)～(５) 略	(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第２０条 略 ２ 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (１) 略 (２) 第３４条の６から第３４条の８まで、第３４条の９第１項、附則第７条第１項、<u>附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項</u>の規定の適用については、第３４条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第２０条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項前段、第３４条の８、第３４条の９第１項、附則第７条第１項、<u>附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第２０条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第２０条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (３)～(５) 略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第２０条の２ 略 ２ 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (１) 略 (２) 第３４条の６から第３４条の８まで、第３４条の９第１項並びに附則第７条第１項、<u>第７条の３第１項及び第７条の３の２第１項</u>の規定の適用については、第３４条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第２０条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項前段、第３４条の８、第３４条の９第１項並びに附則第７条第１項、<u>第７条の３第１項及び第７条の３の２第１項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第２０条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第２０条の２第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (３)～(５) 略

改正後	改正前
3及び4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の3 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 3及び4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則	3及び4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の3 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 3及び4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則

改 正 後	改 正 前
第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 6 略	第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 6 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「第2項」を「第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の総社市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の総社市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の総社市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第1

7 項に規定する特例既存住宅及び同条第 3 5 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 3 5 項に規定する要耐震改修住宅を含む。) 若しくは増改築等をした家屋 (同条第 1 7 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 1 7 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み, 当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。) 又は同条第 6 項に規定する認定住宅等 (同条第 1 8 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 1 8 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し, 市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 4 1 条第 1 項に規定する居住用家屋 (同条第 2 0 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 2 0 項に規定する特例居住用家屋を含む。) 若しくは既存住宅 (同条第 3 5 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 3 5 項に規定する要耐震改修住宅を含む。) 若しくは増改築等をした家屋 (当該増改築等に係る部分に限る。) 又は同条第 1 0 項に規定する認定住宅等 (同条第 2 1 項の規定により同条第 1 0 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 2 1 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については, なお従前の例による。

3 前条第 4 号に掲げる規定による改正後の総社市税条例附則第 7 条の 4 の規定は, 同号に掲げる規定の施行の日 (以下この項及び第 5 項において「4 号施行日」という。) の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し, 4 号施行日の属する年度分までの個人の市民税については, なお従前の例による。

4 新条例附則第 1 7 条の 2 第 4 項の規定は, 市民税の所得割の納税義務者が前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第 1 7 条の 2 第 1 項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第 1 9 条の 3 の規定は, 4 号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き, 新条例の規定中固定資産税に関する部分は, 令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し, 令和 7 年度分までの固定資産税については, なお従前の例による。

2 新条例第 6 3 条の規定は, 令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し, 令和 8 年度分までの固定資産税については, なお従前の例による。

3 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律 (令和 8 年法律第 2 号) 第 1 条の規定による改正前の地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) 附則第 1 5 条第 2 5 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については, なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は, 令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については, なお従前の例による。

3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については, なお従前の例による。

(総社市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 総社市税条例等の一部を改正する条例 (平成 2 6 年総社市条例第 1 1 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則

改 正 後	改 正 前		
第 6 条 平成 2 7 年 3 月 3 1 日以前に初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る条例第 8 2 条及び附則第 1 6 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>略</td></tr></table>	略	第 6 条 平成 2 7 年 3 月 3 1 日以前に初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る条例第 8 2 条及び附則第 1 6 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>略</td></tr></table>	略
略			
略			